

◇番号	201701
◇研究機関名	久留米大学
◇経緯・概要	<p>【発覚の時期及び契機】 平成 27 年 12 月 22 日に久留米大学医学部長及び平成 28 年 2 月 15 日に産学官連携戦略本部長宛に、医学部 A 教員が、全く関連のない研究に、科学研究費助成事業の研究資金で、不正流用を指示して行わせている旨の通報があった。</p> <p>【調査に至った経緯等】 予備調査結果の報告を受け、調査委員会を設置し、調査を実施した。 調査の結果、通報にあった不正流用を裏付ける事実は認められないと判断した。しかし、不正流用が疑われた研究者と当該研究者の所属部署において、取引業者（以下「関与業者」という。）に預け金と思われる不適切な手続による研究費の支出等が行われている新たな疑いが浮上したため、引き続き調査委員会による調査を続行した。</p>
◇調査	<p>【調査体制】 調査委員会 7 名（学内委員 3 名、学外委員（弁護士、公認会計士等） 4 名）を設置し、調査を実施した。</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査期間 平成 28 年 4 月～平成 30 年 2 月 ・ 調査対象者 (不正流用) 通報により告発を受けた教員及び関与が疑われた教員 (架空請求（預け金）及び不正受給) 関与が疑われた教職員並びに不正の疑いのある関与業者 ・ 調査対象経費 (不正流用) 関与が疑われた研究者の科学研究費助成事業の研究資金 (架空請求（預け金）及び不正受給) 関与が疑われた研究者の全ての研究資金 ・ 調査対象期間 (不正流用) 平成 22 年度から平成 27 年度を調査対象とした。 (架空請求（預け金）及び不正受給) 平成 12 年度から平成 27 年度を調査対象とした。 ・ 調査方法 (不正流用) 調査対象者に対して事情聴取を行い、併せて対象経費の関係書類一式の精査を行った。 (架空請求（預け金）及び不正受給) 調査対象者に対して事情聴取を行い、併せて当該医局で作成していた関係書類一式及び預け金で購入したと思われる物品等について調査を行った。
◇調査結果	<p>【不正の種別】 架空請求（預け金）及び不正受給</p> <p>【不正の具体的な内容】</p>

・ 動機、背景

(1) 預け金

預け金を作った研究者の中には、研究期間が過ぎても返還せずに、使用用途や使用時期に制限されずに自由に使える研究費を確保したかったことを述べている者もいた。

(2) 不正受給

不正受給を行った研究者は、いくつかのテーマで研究したかったが、一つのテーマで既に科学研究費助成事業の研究資金を獲得しており、自分の裁量で自由に使える研究費が欲しかった旨を述べている。

・ 手法

(1) 預け金

当該医局、B教員、C教員及びD元教員の4件の預け金が関与業者に作られていた。作成方法としては、当該医局及びB教員分については不明であるが、C教員及びD元教員分については、研究者が関与業者の担当者に架空の取引を指示するなどして、納入されていないのに納入されたとする虚偽の関係書類を作成し、大学に代金を支払わせ、当該代金を関与業者が預け金として管理していた。

(2) 不正受給

C教員が科学研究費助成事業へ応募しない2人の若手研究者を、他科のE教員から紹介してもらい、両名に無断で名前を使い、C教員自身が申請書等全てを作成し、平成18年度科学研究費助成事業に応募していた。

・ 不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種類	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	300,183円	1人
計	300,183円	1人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

預け金から支出された物品等は、いずれも教員の研究のために使用されており、私的流用が行われた事実は認められなかった。

・ 不正に受給された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種類	不正に受給された研究費の額	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	6,800,000円	1人
計	6,800,000円	1人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

不正受給から支出された物品等は、研究目的で使用されており、私的流用が行われた事実は認められなかった。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

(1) 預け金

関係教職員及び関与業者の事情聴取並びに関係書類により、B教員の預け金については、財源が平成15年度に交付を受けた科学研究費助成事業であることが確認できたため、不正と判断した。しかし、他の預け金については証憑資料がないため、財源を特定することができなかった。

(2) 不正受給

	<p>関係教職員の事情聴取により、若手研究者に無断で、科学研究費助成補助事業へ応募し、受給したことを確認できたため、不正と判断した。</p>
<p>◇不正の発生要因と再発防止策</p>	<p>【発生要因】</p> <p>(1) 研究者が持つべき基本的な責任意識として、研究を実施するにあたり、法令や関係規則を遵守するとともに、公正な研究活動を遂行するという、自らの規律が著しく欠落していた。</p> <p>(2) 平成 19 年度から、公的研究費不正使用防止に関する規程及び体制整備を行い、研究者及び研究支援者に対する研究活動コンプライアンス研修や誓約書の取り交わしを実施してきたが、本件の発生当時は、規程及び体制整備の途中であり、研修内容の理解度の把握及び運用の徹底に不十分な点があった。</p> <p>(3) 各講座、各研究所、各センター及び各研究室において、取引業者並びに研究者間での直接接及び検収が行われていたため、事務職員が預け金の有無について確認できる体制が整備されていなかったこと。</p> <p>(4) 公的研究費の申請及び実績報告提出時に事務部門の確認が必要であったが、書面への押印及び科研費電子申請システム (e-Rad) の運用において、本人からの申請で行われていることを想定した運用であるため、研究者及び研究支援者へ他人名義の申請を行ってはいけないことの指導が出来ていなかった。</p> <p>【再発防止策】</p> <p>(1) 研究不正防止意識の向上</p> <p>今回発生した預け金及び不正受給の問題について、規程等を纏めたリーフレットへ具体的な事例として掲載し、研究者及び研究支援者に対し、過去の申請に遡り公正な運用を教育指導する。</p> <p>また、久留米大学における人事異動及び科学研究費助成事業への申請時期をコンプライアンス強化月間として位置付け、各学部における教授会、各研究所における運営委員会等で啓発を行うとともに、必要に応じて研究活動コンプライアンス研修会の開催等を実施し、不正防止意識の向上を図る。</p> <p>なお、研究者及び研究支援者について、「研究活動における不正行為」、「研究費の不正使用」、「研究者等が遵守しなければならない規程」、「研究者等の責務」、「不正行為に関する学内外からの申立方法と報告の流れ」、「不正行為が認定された際のペナルティ」及び「相談窓口」について説明しているリーフレットを配布する。</p> <p>(2) e-learning 導入に伴う「公的研究費コンプライアンス研修、研究倫理教育研修」制度の整備研究者及び研究支援者が場所、時間等に拘束されず受講でき、かつ、学外出向している研究者に対しても受講可能な e-learning 研修主体へ「公的研究費コンプライアンス研修、研究倫理教育研修」制度の整備を行った。</p> <p>また、現行 3 年の研究活動コンプライアンス研修会受講有効期間について、年度毎の受講の義務化へ運用を変更し、最新のコンプライアンス遵守の周知徹底を行う。</p> <p>なお、平成 29 年度の未受講者については、平成 30 年 4 月に通知文を送付し、同年 4 月までに e-learning 研修受講を義務化させ、受講しなかった場合は公的研究費に係る応募制限を行い、また、既に公的研究費の採択を受けている者については、研究費の執行停止を行う。</p> <p>更に、平成 30 年度以降の e-learning 研修については、公的研究費の応募の有無にかかわらず受講対象者は 8 月までに受講させる。</p> <p>(3) 本人及び所属長への公的研究費申請書再確認</p>

	<p>不正受給防止の観点から、大学として公的研究費申請書の提出段階において、各所属へ提出状況を通知し、本人及び所属長へ申請事実の確認を行わせることにより、他人名義での申請が行われていないことを、大学として組織的に再確認する。</p> <p>(4) 取引業者に対する研究費不正使用防止講習の実施 久留米大学主催の研究費不正使用防止講習へ取引業者を平成 30 年度から参加させ、研究費不正使用防止及びコンプライアンス遵守の教育を実施するとともに、誓約書及び受講確認書の提出を義務化し、コンプライアンス遵守の向上を行う。</p> <p>(5) 取引業者に対するコンプライアンス遵守啓発に関するリーフレット配布 コンプライアンス遵守啓発に関するリーフレットを作成し、平成 30 年度から取引業者の営業担当者へ配布を行い、コンプライアンス遵守の向上を行う。</p> <p>(6) モニタリング実施に伴う検収体制の強化 納品先の各部門へ購入物品の使用状況の確認及びモニタリングを不定期に実施する旨を通達し、平成 30 年度から実施する。</p>
<p>◇その他（研究機関が行った措置）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の処分 <ul style="list-style-type: none"> ・久留米大学教職員就業規則に基づき、A教員を出勤停止 20 日の懲戒処分、B教員を停職 30 日の懲戒処分、C教員を停職 90 日の懲戒処分、D元教員は既に退職者であるため、久留米大学就業規則が適用されず処分不能、E教員を訓告処分とした。 ・関与業者に対して久留米大学物品等調達規程及び久留米大学物品購入等契約に係る取引停止等取扱要領に基づき、1 年間の取引停止処分を行なった。 ・本件の公表状況 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 6 月 12 日（火）久留米大学のホームページにて公表。（氏名公表有）